

令和 7 年 5 月 26 日

お 知 ら せ

契 約 課 長

工 事 検 査 室 長

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用開始に係る
建設発生土搬出先の注意点について（通知）

盛土規制法に基づく規制区域が指定、運用開始（令和 7 年 5 月 23 日）されました。

については、元請業者は事前に当該工事の建設発生土の搬出先が盛土規制法の手続きが適正であるか確認し、監督員と協議のうえ搬出するものとする。

また、従前のとおり、再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書に基づき対応されたい。

なお、愛媛県 HP 盛土規制法のページ(下記リンク)を参考とする

<https://www.pref.ehime.jp/page/5807.html>